

教科用図書検定調査審議会での主な意見

(1) 教科書検定手続の改善方策について

○新型コロナウイルス感染症対策としての教科書検定手続の改善方策

① 「検定審査申請書」の提出 関係

(主な意見)

- 郵送での受理及び納入通知書による納付等、簡略化できる方向で検討した方がよい。
- 申請図書が直接納品のままであるならば、あまり簡素化とならないと思う。出版社側と文部科学省側の人と時間が拘束される。出版社は電子申請を行い、申請図書は宅配便や郵送を可としてはどうか。審査料も事前の銀行などの振り込みを可とし、すべて揃ったところで、受理の通知（メールと郵送で）を出して出版者側の確認をとるのが良い。
- 申請書等の郵送、検定審査料の振込を可とすることに賛成。
- 申請受付の際に審査等がなければ、示された案のとおりでよい。
- コロナウイルス感染症への対応もあるが、現金の取扱いを避けるためにも、提案のとおりで良い。
- コロナ禍が終わった後もお互いにとって良いので、提案に賛成。
- 郵送、宅配便のあとに職員との「オンライン対面による受理」などはどうか？書面ではなく、オンラインでも時間、画像を共有する対面だと伝わることもある。
- 対面でなくても提出可能な仕組みを導入した方が良い。
- 現状を見ると、対面での対応を減らすことに賛成する。
- 当該事項の申請・受理と審査料納付の順番を入れ替えて、まずは審査料を（金融機関等を介して）納付してもらい、確認後に必要物品と書類等の運び込みを適切な手段で行うことを提案する。その際、運び込まれた物品に不足分があった場合は、その旨を通知して対応を強く促す必要がある。
- 郵送での申請およびATM等により審査料の納付を進めるべきと考える。また、コロナ対策の観点からは、これまで検定審議会委員には白表紙の教科書を宅配便で送付されていたが、電子化されたデータを送ってもらうという方向性もあってよいと思う。
- このような検定に係る手続きについては、教科書発行者に対して、対面でないで困る手続きがないかどうかしっかりと確認することが重要。新型コロナウイルス感染症対策だといって性急に決定し、不具合を起こさないようにしないといけない。

- 新型コロナウイルスの感染対策は、あと1年程度の様子を見ながら方策を考えるべきである。ワクチンの開発や治療薬の出現によって、元のような平常に戻ると期待されるからである。それまでは、応急的・臨時に対策を講じるのは良いが、あわてる必要はないと思われる。

○社会情勢の変化を適時反映するための手続の改善方策

② ウェブページアドレス、二次元コードの内容の報告

(主な意見)

- 規定を新設した方がよい。
- 教科書そのものではなくても、リンクが貼られて子供たちに表示される以上、事実上は教科書の内容と同等であり、本来は検定と同じ基準が求められると思う。明確に規定すべきと考える。
- 「図書の内容と密接な関連を有するとともに、児童又は生徒に不適切であることが客観的に明白な情報」に関して、具体的な例などを示す必要がある。
- 児童又は生徒に「不適切であることが客観的に明白な情報を参照させるものではなく」には基本賛成だが、改善の余地はあると思う。教科書は「不適切（誤り）であることが客観的に明白な情報を参照（掲載）しない」だけでなく、むしろ、「適切（科学的に正確）であることが客観的に明白な情報を参照（掲載）する」べきではないか。
- ウェブページや二次元コードの参照先を、行政側で管理するのは膨大な手間が生じて無理ではないか。出版社の責任において管理、運営し、内容については報告を受けるという程度が妥当であろう。しかし、重大な違反や、多大な誤りがあった場合に、参照先を教科書から削除させる等の措置は準備した方がよいのではないか。参照先の内容については、利用者からの質問窓口をウェブサイト上に設け、疑問点等を教科書会社で受け付け、それに対する回答等も文部科学省に報告させるとチェック機能が働くと思う。
- 社会情勢の変化とりわけ最新の情勢を反映させることは良いが、(A) その範囲をどの程度まで広げて考えるべきか、(B) 情報の真偽または価値の判定を行うのか行うとすればどこで行うのか、についてはかなり難しい。したがって、二次元コードのウェブページに「〇〇〇の最新情報が×××に掲載されている」などの一文紹介として追加できるとする程度に留めてはどうか。また、範囲については、ex.) [社会科]急に国名が変わった(ソ連邦→多数の新しい国)、[全科目]ノーベル賞・フィールズ賞などの受賞、[全科目]我が国の政府広報内容、などの事例に限定すべきと考える。
- 社会情勢の変化に伴う検定手続きの改善は必要と思われるが、技術上の事柄に限るべきである。根本問題については、社会情勢の変化を適宜反映することは、その解釈をめぐ

って困難を極めるからである。

③ 教科書の訂正に関する通知

(主な意見)

- 教科書の訂正について、発行者のホームページでの公表は必要と考える。その一方で学校現場等への周知が課題であり、例えば一斉メールによる通知も必要だろう。
- 文部科学省 HP に専用の通知欄を設け、WEB による周知を行うのが最も簡便ではないか。
- 発行者にも工夫を求めることに賛同。
- 発行者の HP に掲載した場合、現場の先生が時々HP を見なければならぬとなると大変なので、周知の仕方を工夫する必要がある。
- 教科書の訂正について逐一、訂正箇所が送られてくる現行のシステムは、周知が追いつかず、実際に使用する教員や生徒のところまで確実に情報が届いているかは疑問である。紙媒体やメールでの送付は、他のものと紛れてしまう恐れがある。改善案のように、明白に誤りとなった箇所が分かるよう、発行者のホームページで周知するならば、いつでも確認ができるので、必要な情報が教員や生徒に届きやすくなる。
- 教科書の訂正は、児童生徒に直接訂正版を渡すのが本来望ましい。オリンピックの延期など誰もが知っている訂正ならホームページなどでもよいかもしれないが、本来訂正はあってはならないもので、正しい事項が利用者に周知徹底されなければならないと考える。
- 「ホームページ上の掲載の仕方を各発行者において工夫するよう求めることとしてはどうか。」について、各発行者の工夫に委ねた場合の情報の信頼性の保証についての仕掛けが必要となると考える。
- 従来制度に加えて、教科書発行者の HP 等で「教科書名・発行年、訂正箇所と訂正内容」を絶版時（改訂完了）まで継続的に掲載することとしてはどうか。
- 「迅速かつ確実に周知」について明確にする必要がある。文部科学省が発行者の HP を逐次確認することができるのか、どのように HP の内容を検証するのか、決めておく必要がある。
- 現場は忙しく、発行者の HP の各学校での確認に任せることについては、その実効性に強い疑問を感じる。現行制度上行われている学校長に対する通知まではともかく、採択後の責任の所在を自覚していただく意味からも、各教育委員会に通知し、教育委員会から確実に学校に周知されるようにしておくことが適切ではないか。

- 訂正内容を HP に上げるに当たり、特に挿絵や写真について、著作権者との間で適切に確認がとられている状態にする必要がある。
- 学校現場において、各教科書会社の HP にアクセスして訂正箇所を定期的にチェックするのはなかなか難しい。誰がチェックするのかという問題もある。学校で教科書会社の HP にアクセスするのは、教務主任がカリキュラム作成の際の資料を検索したり、担任が教科書会社の提供している資料、習熟問題等を参照したりする際であろうと推測する。市の教育委員会も多忙なため、HP に定期的にアクセスしてチェックするのも難しい。これらを踏まえると、教科書会社が訂正を示すメールを採択した教育委員会に送信し、その段階で教育委員会がチェックし、学校に情報提供するという仕組みが必要になると考える。ただ、膨大な訂正箇所であると、委員会も情報が錯綜する恐れがあるので、特に重要な箇所を示すこととし、その他のものは HP に掲載するなどとするのが現実的ではないか。
- 教科書の訂正内容の周知については、発行者の HP に掲載し公表することが適切と考えるが、確実に、またすべての学校に周知するには工夫が必要。各々が発行者の HP にアクセスすることを基本としながらも、重要な変更があれば随時、軽微な修正であれば数ヶ月ないし学期に 1 回ほどの頻度で訂正内容の一覧を通知したり、HP の閲覧を促したりする方策を加えてはどうか。将来的には、訂正内容以外の様々な情報を得るために、学校関係者が発行者の HP を頻繁に閲覧・確認することも想像されるが、まだ現時点ではそうした学校（先生方）は少ないように感じる。

○申請図書等の適切な情報管理のための改善方策

④ 申請図書等の適切な情報管理のための改善方策

(主な意見)

- 違反行為に対する罰則を設けるのが適当である。
- 情報管理を徹底する意味で必要と思われるので、実施細則への追加が必要だと思う。
- 関係者に誓約書をとるなど直接のペナルティがない措置だけでは不十分。不合格の情報が流出した場合などは出版社の責任とし、一定期間、その部会では審査を受け付けられないなどの措置をとる。その著者が関係する教科書の審査を相当期間行わないなどのペナルティを設定する必要があると考える。ペナルティがあれば、教科書会社は自主的な規制を設けるのではないか。
- 基本賛成。「申請者以外の者の知るところとすること」との表現は法律用語として一般的、正しいのかもしれないが、「申請者以外の者に知らせる」、「申請者以外の者が知る」ではダメなのか。
- TV 報道などによって、官公庁・役所や企業のコンピューターが外部（外国を含む）からハッキングされたり侵入されたりしたとのニュースをよく耳にするが、教科書検定については大丈夫か。十分な防衛措置を講じているのか。

○検定審査不合格に関する手続の改善方策

⑤ 検定審査不合格となる申請の範囲の明確化

(主な意見)

- 審査不合格となる申請の範囲を明確にすることは必要だと思う。
- 申請図書の内容を秘匿することと、何が秘匿義務違反なのかを明確にし、その義務違反をもって不合格とする規定にしてはどうか。
- ペナルティは違反行為を明確に記述することが必要で、一律でなく何段階かの軽重をつけて設定することが大事と考える。法務に詳しい方も交えて設定するのがよい。不合格にするのも方法だが、検定料を徴収しておいての不合格は妥当か。出版社名を公表し、教科書自体の審査を受け付けない(教科書会社として不適格の認定をする)ことが、一番重いペナルティであろう。著者や教科書会社を尊重しつつ、明確な違反行為については公表し、厳しく対応することが真の公平に結びつくと思う。
- 対象範囲を明確化した方がよい。
- ペーパーレス化を進めることと情報管理の強化はセットだと思うので、誓約書を取るという予防的統制とともに違反した場合の罰則強化も必要。
- 今後、特に商業関連の分野において検定申請する教科書会社が増大してくると思われる。そして、中には販売増大のみを狙ったいい加減な教科書が出現してくる可能性があることから、検定審査は厳格に行われるべきである。
- 基本的に賛成。ペナルティを具体的にすると一方で、「不公正な行為」のレベルも問題になるのかと思われるが、想定される「不公正な行為」は現在の規定と同程度という理解でよいか、確認が必要。

⑥ 検定審査不合格に係る再申請の上限回数、2回目以降の再申請は翌年度

(主な意見)

- 検定申請にあたって、予備審査の制度を設け、教科書としての水準に及ばないような申請はこの時点で排除することはできないか。
- 検定で本の校正をしているようであり、些末な誤記や参照ページが正しいかなどに時間をとられて本質的な検討に時間が取れなくなっている。質的に良くない本に対して警告できるようなシステムはつくれないのか。
- 不合格の基準である欠陥箇所数についても検討する必要があるのではないか。

- 再申請に上限を設けるのは賛成。なるべく早く施行していただきたい。
- 再申請の具体的なシミュレーションが示されていると分かりやすい。
- 何度も年度内再申請を受け付けることは事務的にも難しいし、出版社のモラル低下に結びつくので、原案のとおりとしてよいと考える。
- 不合格図書に限らず、調査官の指摘、委員の意見を調整するのに、かなり時間もかかっていると思う。不合格図書の再申請は2回までとすることに賛成である。
- 厳重な対策を講じる必要がある。
- 基本的に回数制限を設けることに賛成だが、2回までとする根拠をどう説明するか。検定の趣旨から離れているような申請が繰り返されることを避けるためとはいえ、過去の事例から2回目に合格しなければ何度応募しても採択されないこと、などといえば根拠となるのかどうか。
- 再申請は2回までがよい。
- 不合格図書の2回目以降の再申請を年度内に認めない方がよい。

○その他関連する制度等の改善方策

⑦申請後にならないと正確に記述できないことが予め分かっている事項の書き方

(主な意見)

- 時事的なことを扱うことが多く、この規定がどこまで適用されるのかの判断、境目はどのあたりになるのか。TPPやEU、オリパラなど具体的な例を示してほしい。
- 原則として旧で表記し、変わった場合は次の申請まで訂正しなくても可とする。もちろん、訂正申請を行うことや利用者に訂正を伝えることは出版社の責任で行う。記述の正しさは、申請時点で判断するしかない。不測のこともあるし、すべてに対応するのは難しいと思う。
- 概ね賛成。客観的事情(元号や地名などが例)が拡大解釈されないような細則の規定とすることが必要がある。

⑧権利処理済みであることの確認

(主な意見)

- 検定申請の際の添付資料として提出を求めている「出典一覧表」において、使用した写真や資料について、肖像権や著作権等の権利処理が済んでいることを確認できるようにすることは必要だと思う。
- 根本的な解決とまでは言えないが、申請者への意識付けになる。
- 原案に賛成。詳しく書いてもらえば、権利処理は行っていると推測できる。
- 肖像権、著作権の権利処理を確認できることは必要だと思う。
- 写真や資料の権利処理について、基本的には賛成だが、処理が早く終わるものもあれば、長くかかるものもあるのではないかと。著作権処理に時間がかかる場合もあるので、すべて済んでいることを確認するとなると掲載が難しい写真や資料などが出てくる場合もあるのではないかと。そのため、発行者が写真や資料を削るようになることと教科書のわかりやすさに影響がでてくるのではないかと。どうしても時間がかかる著作権の場合には理由を付記するなど、処理に時間がかかる事情も含めて認めるようにしてはどうか。
- 著作権の処理は、検定においてそこまで確認する必要があるものなのか。処理に何ヶ月もかかる場合もある。それをしていなくて問題になるのは発行者なので、発行者が責任をもって行うということで良いのではないかと。
- 概ね賛成。効率の良い権利処理の確認方法を掲げることが前提。

⑨ デジタル対応

(主な意見)

- 原案に賛成。事務サイドでは印刷したものを残すとしても紙の申請書は原則廃止するべきで、電子データに誤りがあれば申請者の責任とすべき。
- ぜひその方向で進めていただきたい。特に、現在は「白本」の形で供給された紙の教科書を対象として検定作業を行っているため、語彙検索や事項検索が行えず、円滑な作業進行の妨げになっている。例えば、CDなどの形でなされることが望ましい。
- 今後、デジタル教科書が使われることもあり、紙とともに電子データの提出も必要と思う。
- デジタルデータについては、検定からデジタル版を使用する等、推進を希望したい。
- 外国語の単語については、小学校、中学校でも語数、既出語数の確認が大切になっている。デジタルデータを提出してもらうことで、既出語でもどの分野の単語がどれだけ入っているかなど、分析することが可能になる。電子データを求めるのはマストにして、調査にかかる時間を減らせると良い。

- これまでの手続きの中で簡素化できる事柄は簡素化すべきである。押印制度に象徴されるような、旧態依然とした権威主義的手続きがあるとすれば、この際になくすか、または簡素化すべきである。

(2) 教科用図書検定基準の改正について

○言語能力及び情報活用能力の育成に向けた教科用図書検定基準の改正

⑩児童生徒が資料の読み取りや活用を的確に行うことができるよう基準で担保

(主な意見)

- ぜひ、この文言は入れたほうがよいと思う。
- インターネット、スマートフォンの普及に伴い、手軽に情報を入手できる環境が整った現在、これまで以上に参考文献、引用文献等資料を的確に活用できるよう、教科書においても工夫を施すことは重要と考える。
- 引用資料に関わる規定を見直すことについては賛同。コンピューターや情報通信ネットワークの情報手段の活用が進められている状況で、教科書の基本的使命である「知・徳・体の調和を醸成し、生涯にわたって自己実現を目指す自立の育成」を達成するために、特に「信憑性の高い情報」を見極め、「的確で安心安全な態度」を伝達し、「次の一手を開く行動」に繋げる第一義のツールとして認識されることが望ましい。
- 掲載される写真が古すぎて現状を表していないものが見られる。最新の写真に変更させるような規定が必要ではないか。
- 規定を設定することは賛成。しかし、義務教育の教科書審査で生じた、どのような資料が教科書に適切かという問題は残る。載せる資料についても、単なる新聞記事などでなく、評価が社会的に定まっているものに限定するなどガイドラインが必要と思われる。
- 概ね賛成。「資料の読み取りや活用を的確に行う」の具体策が望まれる。

⑪学術用語集の削除

(主な意見)

- 提案に賛成。
- 国語の図書の中でも、植物の名前などで、カタカナ表記かひらがな表記かで割れている図書もある。用語の統一が取れなくなるおそれはないのか。全てなくすというよりも、

参照程度でも残すことができた方が良いのではないか。

- 学術用語集が教科書の基準として存在することは意義があるため、削除には慎重になるべきである。
- 例えば「民族音楽」など、音楽固有の用語に限らず教科書に使用される可能性があるため、用語の基準は必要である。
- 学術用語集の削除について賛成、最新の状況が反映されていないと考える。
- 「学術用語集の削除」は現状追認との位置づけであるので賛成。また、教科書は、一般雑誌、旧版の検定教科書よりもむしろ学術論文を引用して執筆すべきと思う。これにより学習指導要領の具現化にさらに資する教科書が作成されると思われる。
- 工業分野については、学術用語集が時に障害となる場合があり、削除案に賛成。
- 検定基準別表の表記の基準から「学術用語集」を削除することに賛成する。一方で、最新の学術動向が反映され標準化を目的に作成される学術用語集があれば、児童生徒の用語使用に混乱をきたすことが軽減されると察せられるので、「学術用語集」に代わるものが望まれる。
- 「学術用語集」の削除とともに、これに代わる学術動向の反映のための方策を併せて示してほしい。最新の学術動向については議論が分かれる中での用語の標準化も難しいと考えられるが、各分野の専門性のある学会等の大方にて共有されている専門用語を示すことができるのなら、それが望ましい。特定の学会の用語を採用する場合には、社会的な影響が大きいし、文科省で使用している用語は、それ自体を標準化の指針として社会が受け止めることに鑑み、慎重に議論を進めていただきたい。

物 理

- 物理分野においては近年、初等・中等教育の範囲では用語に大きな変動はないと感じている。学術用語集自体は J-GLOBAL に収録されているので、これを活用することを検討してもよいのではないか。また、文科省において学術用語集を改訂するという考えはないのか。
- 「学術用語集」を表記の基準から削除しても影響は少ない。新しい用語も出てくることから、新たな基準となるものを求めていく必要がある。
- 物理分野の場合、化学分野における IUPAC に対応するものは思い浮かず、学術用語集に代わるものに係る提案はない。

化 学

【化学小委員会としての方針（結論）】

◎ IUPAC 又は日本化学会の定めるところによる

【その他の意見等】

- IUPAC は大学でも基準として用いられており妥当。ただし他分野では化学以外の分野で同様に示せるものがあるかは疑問。
- 日本化学会が示しているものでも高校化学に対応していないところもあり、幅広く読めるとよい。
- IUPAC でも水の沸点など内容によっては頻繁に変更されるものもある。
- 学術用語集を削除するとしても、それに代わるものが示されなければ教科書の著者が困ることになる。
- 辞典は学会の裏付けがないものは、著者個人の考えや出版社の意向がはたらくので基準としては好ましくはないだろう。
- 他分野との横並びが揃わなければ、結局、現在の規定に戻ってくることもあるかもしれない。
- 教科書の著者が使用する用語の自由度が広がりすぎると教科書間の用語が多様になり、受験などで生徒に負担がかかる可能性もある。

生 物

- 示された改訂の提案にすべて同意する。「学術用語集」については、確かに古いと思う。だから、それを規則から外すのに賛成。ただし、生物学に関しては、以前から、学術用語集があまりに古いので、（生物学はDNAなど、生化学の進歩が速すぎてとっくに学術用語集のみを）頼りには出来ない状況であった。広辞苑、岩波書店の生物学辞典、化学同人の生物学辞典など、また権威ある学術雑誌に基づいて適切な用語と概念を検定に適用している。とにかく、アップデートに対応したいと、日頃から勉強するしかないというのが、生物学の対応である。学術用語集に代わるものを示すことはなかなか難しいため、それぞれの審議会において、適宜判断していくということも考えられるのではないか。

地 学

- 検討案に賛同する。
学術用語集に代わる基準として考えられるものは以下のとおりである。
 - ・ 地質学用語集（日本地質学会編，共立出版，2004）
 - ・ 新版 地学事典（地学団体研究会編，平凡社，1996）
 - ・ 地形の辞典（日本地形学連合編，朝倉書店，2017）
 - ・ 堆積学辞典（堆積学研究会編，朝倉書店，1998）

- ・古生物学事典 第2版 (日本古生物学会編, 朝倉書店, 2010)
- ・岩石学辞典 (鈴木淑夫著, 朝倉書店, 2005)
- ・地震の事典 第2版 (宇井徳治ほか編, 朝倉書店, 2010)
- ・火山の事典 第2版 (下鶴大輔ほか編, 朝倉書店, 2008)
- ・オックスフォード地球科学辞典 (坂幸恭翻訳, 朝倉書店, 2004)
- ・気象科学事典 (日本気象学会編, 1998年, 東京書籍)
- ・天文学辞典 (岡村定矩代表編集, 日本評論社)
- ・オンライン気象用語集 (日本気象学会)
<https://www.metsoc.jp/publications/glossary>
- ・インターネット天文学辞典 (日本天文学会)
<https://astro-dic.jp/>

- 提案に異議はないが, 学術用語集に代わる拠り所となるものは, 思い当たらない。
- むしろ関連学会に依頼して, 学術用語集を改訂し WEB 掲載するなどの方向に向かうべきである。